

児童自立支援施設の可能性

—小舎夫婦制の意義と課題—

春日 美奈子 (児童学科・准教授)

Potentiality of *Jidoujiritsushien-shisetsu*

—Significance and Problem of the Small Cottage System—

Minako Kasuga

Abstract

A *kanka-in* (reform school) becomes a *kyougo-in* (home for juvenile training and education), and then a *jidoujiritsushien-shisetsu* (children's self-reliance support facility). This year the facility completes 111 years. On this long history, couple-staff as a housefather and mother live together with maltreated-children. *Syousyafuufu-sei* (the small cottage system) educates children mind freedom is the center of juvenile reform, and has continued. However, as times have changed, many problems continue to increase.

For example, the switch to a system based on shifts, diversification of home-children, differentiation of welfare and judicial, systems.

It is the parents' role to care for their children and raise them with love. However, the function of their role has been deteriorating. Therefore, the significance of the small cottage system and its role are important as a substitute for the home and a place for renewal.

Key words : children's self-reliance support facility, small cottage system, attachment

キーワード：児童自立支援施設、小舎夫婦制、愛情

1. はじめに

「教護院」は、1998（平成10）年4月の改正児童福祉法施行により名称が「児童自立支援施設」に改められた。これは、入所児童の複雑・多様化に伴い見直しが行われたもので、名称変更に伴い施設目的も変化し、教護（教育、保護）から児童の自立を支援することになり、対象児童を従来の「不良行為をなし、又はなす虞のある児童」のほかに、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」にまで拡大された（児童福祉法第44条）。対象児童と施設機能が拡大さ

れたことにより、処遇内容、施設運営について早期の検討が大きな課題となった。こうした中で、寮舎の運営形態は、小舎夫婦制から交替制への移行が加速した。児童自立支援施設の多くは今でも、一寮舎に10名前後の子どもたちを夫婦職員、あるいは数名の職員が担当している。子どもたちは職員夫婦と24時間起居を共にする中で、朝食は寮舎でとり、午前中の学習は施設所在地の小中学校の分校もしくは分教室として施設内教室で授業を受ける。午後の作業指導、余暇指導やスポーツ指導は寮舎ごとに行なわれることが多く、夕食も寮舎

でとる。寮舎担当職員は夕食後の自習や自由時間にいたるまで子どもたちと一緒に過ごすため、その一日の接触時間は、一般家庭の親子よりはるかに長く、極めて密着し、その度合いも濃密である。このように、ごく日常的な生活を繰り返しながら、そこで起きる様々な問題行動にきめ細やかに介入し、その行動が子どもたちが犯してきた非行と深く関わりがあることを彼らに繰り返し示すことで、子どもの行動が変化変容していくのを待つ。その姿勢が児童自立支援施設の処遇方法の基本である。これらの処遇理念を考えたとき、児童自立支援施設の最も有効な非行事例は、恵まれない家庭環境の影響によって問題行動に走った子どもたちということになる。

今日、家庭の養育機能が低下し、両親がいても通常の家庭としての機能を果たしていない場合が多くみられ、個々の子どもの生育歴は悲惨なケースが多い。入所してくる子どもたちの問題行動の背景には、両親の離婚や不仲、人間関係の触れ合いの希薄さなど、家庭的な問題が大きく影響しており、親との関係に躓き、親との問題を引きずっている。こうした子どもたちに必要なことは、家庭に代わる温かな雰囲気や育ちなおしをする場である。

小舎夫婦制は、夫婦職員が子どもたちと一緒に家庭的な生活を送りながらケア・支援する一つの形態で、育ちの問題を抱える子どもにとって、立ち直りに大きな力を発揮できる多くの可能性と実績を持っており、その形態は世界的にもきわめて稀な存在とされている。それ故に、家庭の養育機能の低下という現代においてこそ、小舎夫婦制の存続は重要な課題でもある。

児童自立支援施設は、改正少年法が2007（平成19）年11月に施行され、少年院入所年齢が「おおむね12歳以上」に引き下げられたことにもみられるように、施設の存在意義とあり方が、社会的に問われる重大な局面を迎えている。児童自立支援施設は、今後少年院との違いを図る意味でも、施設が改革すべきもの、継承すべきものを見据えながら変化へ挑んで行く必要がある。変わりゆく社会に対して、受け継がれていくべきものは何か、

児童自立支援施設の存在とその役割を考えてみたい。

2. 教護理念の変遷

(1) 児童自立支援施設（教護院）事業の歴史

わが国の教護理念の変遷について、その系譜をたどると、まず1873（明治5）年の監獄則による「非行少年」の処遇にまで遡る。監獄則では、「幼者といえども成人と等しく取り扱われ、処罰の対象として懲治監に収容した」とある（全国教護協議会、1964）。明治期に入ったわが国は、産業革命による急激な社会・経済の変貌、国策としての富国強兵策の推進、日清戦争などによって、国民生活の窮乏化と秩序の混乱をきたして、多くの貧困児や「非行少年」が巷にあふれた。わが国はこれらの対策として、社会治安の防衛上から、応報刑罰主義による懲治監（場）収容を当然のこととして受け入れていた。

しかし、次第にわが国の刑罰による「非行少年」の処遇が、効果の乏しいこと、そして欧米の少年感化思想の実際が紹介されるようになり、にわかに感化院設立の動きが台頭してきた。当時の監獄局長大久保利武、高瀬真卿、原胤昭、小河滋次郎、有馬四朗助、留岡幸助らは、「現代の懲治監制度は、犯罪者養成学校であって、これに変わるべき矯治感化の施設の設立」が必要であると訴えた。この主張は、当時の社会にあっては破天荒の思想であり、これらの主張者は、異端者、空論者として非難されたという（全国教護協議会、1964）。

こうして、1900（明治33）年感化法が制定された。感化法が公布されても各都道府県の事情により、その実施はなかなか徹底しなかったが、1907（明治40）年に刑法が改正されて、14歳未満の児童は罰せられなくなり、年少の非行児童は感化院に収容するより他に道がなくなった。そのため、以後急激に感化事業が全国的に発展し、1915（大正4）年沖縄の球陽学園の設立を最後として、全国府県に感化院の数は51となった。1917年（大正6）年6月の特別議会で、国立感化院令が成立し、これによって武蔵野学院が設立され1919（大正8）年3月に開院し、性情、特に不良な少年を収

容するとともに、調査研究や職員養成の任務が課せられることになった。

1922（大正11）年4月には、少年法が制定された。これに即応して感化法も改正され、年齢14歳以上を少年法、14歳未満を感化法で取り扱うことになった。この時以来、わが国の非行少年対策は、行政系統と司法系統の二本立てとなったのである。その後1933（昭和8）年5月5日感化法は、新しく少年教護法となり、制定し公布された。^① 法は、1934（昭和9）年10月に実施され、従来の感化院の呼称を「少年教護院」とよぶことになった（全国教護協議会、1964）。そして更に1947（昭和22）年の児童福祉法の制定により「教護院」となり、1998（平成10）年の児童福祉法改正により名称が「児童自立支援施設」に改められるまで、「教護院」として50年の長い歴史を刻み続けてきたのである。

（2）留岡幸助の家庭学校の教護理念

1899（明治32）年に留岡幸助は、東京・巣鴨に私立感化院「家庭学校」を開設した。留岡は、「家庭に恵まれず非行化した児童に代替の家庭を提供することが、感化教育施設の重要な役割」と考え、夫婦の職員と10～15名の子どもが40坪ほどの家族舎で寝食を共にするという形態を児童処遇の根本に捉えた。

更に1914（大正3）年、留岡は自然の中で感化実践を行うという夢を実現するため、家庭学校の分校と農場を北海道に設立した。これが、北海道家庭学校である。留岡幸助は、「一人を亡ぼすこと、これより大きな社会の損失はない。一人を生かすこと、これより大きな国益はない」と信じ、すべての子どもに愛を与えて人間として健やかに育つことをねらった施設づくりをした。子どものもつ問題の背景にある親子関係の希薄さ、家庭の持つ教育力の弱さに注目して家庭教育を重視し、徹底した家族主義による施設づくりを実践してきた（留岡、1901）。

そして家庭学校は、「家庭にして学校、学校にして家庭たるべき処遇を生み出す」ことを目指し、その教育の方法をファミリー・システム＝家族制度と称した。このファミリー・システムは、家族

舎と呼ばれる一軒家に夫婦の職員と10～15人程度の児童とが起居を共にする小舎夫婦制度をいう。留岡の応報主義、刑罰主義を排除した開放的な処遇は、これ以降全国の感化院によって等しく手本とされることになった。留岡の教護精神は、留岡がこの世を去ってから引き継がれ、「小舎夫婦制」は、わが国における教護院の歴史を支える柱として今日まで受け継がれてきた。

3. 教護院からの伝承と改革

（1）教護から自立支援へ

「教護院」は、1998（平成10）年4月の改正児童福祉法施行によりその名称が「児童自立支援施設」に改められた。この法改正の目的は、以下の通りである。

①名称等が社会的に否定的評価。②一般社会から隔絶された閉鎖的施設。③家庭の養育機能の低下による新たな社会的ニーズへの対応が不十分。④入所児童については、施設内において学校教育に準ずる教育をしており、時代の要請に合致していない。

教護院は、「不良行為をなし、又はなす虞のある児童」を対象にし、個々の児童の態様を踏まえた生活指導等を総合的に行う児童福祉施設であった。しかし、施設の閉鎖性や処遇内容が時代の要請に合致していないなどの問題が指摘され、又個々の児童の態様を踏まえた生活指導等を総合的に行うという特性や実績を活かしつつ、名称、機能等の全般にわたる見直しが必要とされ、法改正に至った。

名称変更に伴い施設目的も変化し、「不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入所させて、これを教護する」と定義されていたが、「児童自立支援施設」においては、「不良行為をなし、又はなす虞のある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第44条）と定められた。児童自立支援施設は、全国に58施設

あり、約2000人の子どもが生活している。

「感化院」として出発し「少年教護院」、「教護院」の名を経て、「児童自立支援施設」は、今年111年目を迎えた。この長い歴史のなかで、小舎夫婦制はわが国の教護の柱としていつの時代も脈々と受け継がれ、守り続けられてきた。しかし、その形態はあまり知られていない。

小舎夫婦制は、子どもに家庭的な生活環境を与えるという理想から、寮長、寮母が夫婦で指導する形態で、指導者（夫婦）が子どもの教育指導を一手に引き受けている。その特徴は、①家庭的雰囲気の下に指導ができる。②指導に一貫性があり、互いに相和し、無用な遠慮、不審、意見の相違等を避けることができる。③保護者との意思の疎通が図れ、信頼性を確立しやすい。④緩急自在に、適切で一体的な指導ができる。⑤男性女性のそれぞれの特性を発揮できる。⑥子ども一人ひとりの性格や行動、また、家庭、親戚、友人、地域などの関係を深く理解したうえで、継続的な事後指導にあたることのできる等である。

現在小舎夫婦制は、夫婦でこの業務に取り組みを希望する職員の確保、勤務体制からくる労働条件の問題から、従来の夫婦家族で子どもたちと起居を共にしながらの教育は困難となり、多くの施設が小舎夫婦制から交替制へと移行している。一時期は施設全体の7割を占めた夫婦制であるが、現在は3割にせまるところまで減少している。このことは、夫婦制における児童処遇が有効でなく、交替制の優位性にとってかわられた結果であるかと言えばそうではない。逆に、小舎夫婦制による児童処遇が、その対象としている子どもにとってよりよい方法であるとの認識はされながらも、交替制へ移行するという事態が生じている。

小舎夫婦制における支援の基本は家庭的支援である。寮舎に夫婦職員が勤務し家庭的生活を営みながら擬似家庭であっても愛情に満ちた中で、職員夫婦が24時間子どもたちと生活を共にしながら生活指導・学習指導・職業指導が行われてきた。この保護、指導の中で、反社会的人格を正常な人格に再形成するための広義の治療的処遇が配慮され、社会的成熟が期待される（青木、1969）。ま

た、人格の歪みの多い子どもに対しては、一般的な指導と併行して精神医学的治療、心理的治療が行われ、治療効率を高める努力がされてきた。

支援活動は、まず、“心の接触”がとても重要とされてきた。子どもの多くは、放置され、疎外され、満たされなかった悲惨な過去を持っていることが多く、大人や、社会に対して不信感を持っている。こうした子どもに対して職員は、常に明るい態度で子どもをよく観察し、理解し、対話して、気長に子どもの自発性を待たねばならない。

施設全体の治療教育的雰囲気や、少人数からなる家族的な寮舎の暖かい環境が、子どもの安心感や、信頼感を増し、職員と子どもの全面的なぶつかり合いの中で、子どもの心の解放そして、成長・発達を支援する。そこに、小舎夫婦制存在の意義がある。

かつて非行は、絶対的に窮乏状態を主要因とするものとして、さまざまな保護救済を理念として施策が講じられてきた。しかし、高度経済成長を経て豊かな社会が実現し、非行は、貧困と深くかわりながらも、経済大国の格差、相対的な窮乏にともなう精神的欠乏などを根源として広がっている。とりわけ、人との関係性を断絶された若者の精神的欠乏、孤独感を誘因とする非行は深刻の度を増してきている。自立への支援は、外からの人格の鍛え直しではなく、子どもの命の丸ごとを受け止める安らぎの居場所づくりからはじめなければならないと考える。時代の流れと共に、子どもの変化に対応した処遇方法の検討は重要であることは否めない。しかし、いつの時代においても子どもにとって一番大切なことは、自分をしっかり受け止めてくれる人、そして、安心して身を置くことのできる居場所があることではないかと考える。それが根底にあってこそ子どもの本当の育ち直しとしての支援が実を結ぶ。夫婦職員と支援を必要とする子どもたちが起居を共に生活し、人間対人間の接触の中ではじめて子どもは「人」になる。擬似家庭という温かな環境の中で子どもとして、成長・発達を育てる小舎夫婦制の意義は、家庭の養育機能の低下という現代においてこそ、その存在は重要であり、決してなくしてはならな

いものと思われる。

(2) 子どもにとっての施設の存在

これまで児童自立支援施設の現場に出向き、参与観察や実習生として子どもたちと起居をともにし、現場職員や子どもたちの生の声の聞き取りを進めてきた。これから挙げる事例は、聞き取りしたなかでの僅かな例であるが、施設の存在が子どもにとって何かを示唆することになる。なお、個人情報に関する守秘義務を背負う者であるため、ここで提示する事例は個人が特定されないよう、趣意を損なわない程度に内容の改変を行っている。

【事例1. A君】

〈ケース概要〉

小学校5年生から中学3年生まで在園。主な入所理由は強制わいせつ、家庭内暴力。実母、妹、本児の3人で生活。両親は本児5歳時に離婚。実母は、知的障害があり、漢字を読むことも難しいため、学校からのプリントやお知らせは、本児が読み聞かせていた。児童本人も軽度の知的障害があったが、生活に支障がでるほどではなかった。ただ、能力的に行動面では周囲からは遅れをとったり、学習面でも授業についていくのが困難であった。

〈夫婦制での関わり〉

本児は幼少期からの被虐待経験があり、実母の養育能力も乏しかったため、家庭ではネグレクト状態であった。それでも本児が唯一の家庭を支える存在であったため、自分のことだけでなく、家事全般を要求されている状態であった。学園に入所後も、集団生活の中では、周囲から遅れることが多く、身の回りのことも不十分であった。それでも、寮長寮母が親代わりとなり、一貫性を持った指導を継続的に行なうことで、徐々にできることも増え、本人も自信を深めていくようになる。もともと『家族』という概念や、男性像、女性像といったものは持ってはいなかった。モデルとなる大人（寮長寮母）が常に身近にいることから、自分を理解してもらっていると感じ、安心して自分自身に向き合うことができるようになっていった。寮長には認めてもらいたいという思いから一生懸命努力することで心身の成長が見られ、寮母

には甘えながら日常の悩みを相談し、情緒の安定がはかられていた。中学3年生になる頃には、ある程度自分の身の回りのことも管理できるようになり、家庭のことを理解し、自分の将来についても考えられるようになった。高等養護学校に進学し、家庭復帰をしている。年に一度の年賀状には、パン屋を目指していると夢が書かれていた。

【事例2. B君】

〈ケース概要〉

中学1年の秋から中学2年の冬まで在園。養護施設からの措置変更。養護施設での暴力行為、器物破損等が主訴。離婚母子家庭で、妹がいる。本児が8歳の時から妹と一緒に養護施設で生活。実母は音信不通状態。祖父母が保護者代わりとなっていた。養護施設では、担当職員に対する不満から、暴力行為や反抗反発が頻繁となり、強い大人不信の状態であった。自暴自棄に近い状態で、将来に対しても短絡的な考え方しかできなかった。

〈夫婦制での関わり〉

学園入所後も、反抗的な言動が随所に見られていた。大人は信用できないといった様子が強く見られ、「先生は帰らないんですか」「自分の担当職員は誰ですか」などの質問がよくあった。これは、幼い頃からの施設経験からうつけられた本児なりの穿った見方で、“職員は生徒のことを考えていると言いながら、どうせ仕事でやっているんだろう”といった考えからの言動のように見られる。今までの施設と違い、寮長寮母が住み込んで一緒に生活しているという学園の形態に最初は驚いていた。生活を送っていく中で、次第に寮長寮母に対する信頼関係が築かれていき、生活に対する前向きさが生まれ、自分自身の将来についても希望を持てるようになった。本児は、父親像をもっていなかったこともあり、身近な存在である寮長に対して憧れを抱くようになり、寮長の期待に応えたい、褒められたいという思いから人一倍の努力が顕著に見られるようになった。退園後も、家庭が不安定となり、それに伴い本人の問題行動が増え、鑑別所に入ることもあったが、その後、高校にも進学し本人なりに頑張っている様子である。

昨今、発達障害や知的障害、虐待といったケー

スが入所してくる中で、処遇の難しさもでてきていることは否めない。しかし、発達障害や虐待が問題というわけではなく、そこからくる愛着の問題や、情緒の未熟さ、精神的な不安定さなどが問題行動に繋がっていると考える。夫婦という特定の大人が継続的に関わることで、指導にも一貫性が生まれ、何よりも子どもたち自身が安心して生活を送ることができる。そうすることで、次第に情緒が安定し、自分の抱える問題にも向き合えるようになるのではないと思われる。夫婦制だからこそできる子どもとの関係性や保護者との繋がりが、処遇における基盤となっている。

施設に入所してくる子どもは、家庭での不適切な養育経験を有しており、大人や社会に対し根強い不信感を抱いている。この不信感を信頼感に変えていくためには、じっくり子どもと向き合いながら時間をかけていかなければならない。小舎夫婦制という温かな環境のなかで24時間起居をともしながら職員夫婦と子どもの心と心のキャッチボールを行うことにより絆を深めていくことが重要と思われる。その際、夫婦職員は常に組織として子どもを支援しているという意識を強く持ち、他職員との連携をとりながら多角的な視点から支援を進めていくことも必要になる。

時代の流れと共に、入所児童も被虐待児童が増えるなど多様化しているが、いつの時代においても、子どもの問題行動の根底にあるものは、人が人として育つ上での基盤となる家庭や家庭環境が深くかかわっていることは否めない。親がいても「家庭の愛」が不在の家庭が増加している現代において、それに代わる愛着の対象が必要になる。小舎夫婦制は、軌道から外れかかった少年たちに、規律ある生活訓練と真の家庭の愛とを体験させてくれる貴重な場でもある。

社会が希薄になり人が生きづらい世の中となった。そのしわ寄せは弱い子どもやお年寄りになる。家庭の養育機能の低下に伴い子どもは安心して身を置くことができる居場所を求めている。施設に入所してくる子どもの多くは壮絶な幼少期を送ってきている。そうした子どもにとって必要なことは、衣・食・住を守り子どもが何も心配すること

なく安心して生きられること、そしてその生活を通して子どもの心の中に将来への希望をもたせる環境を提供することであり、何よりも愛情を持って子どもと共に生きることであると考え。子どもを守り愛情を持って育てることは本来親の役割であるが、その機能が低下している今それに代わる育ちなおしの場として児童自立支援施設の小舎夫婦制の存在とその役割は大きい。

(3) 子どもの生きづらさと心の居場所の構築

子どもの問題行動は、病める社会の反射鏡といっても過言ではない。昨今、子どもをめぐる社会を揺り動かしているのが虐待の問題である。虐待と非行の関係についての研究が進み、虐待と少年非行は密接な関係があることが解明されてきている。非行少年のかなりの割合の者が幼い頃に虐待を受けて育っているという事実がある。2008（平成20）年に行なわれた児童養護施設等調査結果^②では、児童自立支援施設においては、虐待を受けた経験を有する子どもの割合は65.9%となっている。そこには、少年非行のもう一つの側面が見えてくる。子どもたちの被害者としての側面である。そこには、彼らをそこまで追い詰めた大人や、社会の問題があることは否めない。子どもは大人の鏡であると言われるが、その時々の子どもの様子を反映しているのが虐待であり、非行ではないだろうか。虐待の研究が進み、虐待を受けた子どもの心理が明らかにされるにつれ、その根底にあるものは親からの愛情の薄さである（橋本、2004）。虐待の経験を持つ子どもの多くは、自尊感情が低く「自分は生まれてこなければよかった」という悲しいさがを引きずりながら生きている子どもたちでもある。子どもには、子ども自身が愛され大切にされているという実感が持てる家庭的な温もりのある居場所が必要になる。そして、一番子どもの発達に必要なことは、愛情である。

イギリスの児童精神科医ウイニコットは、非行や精神的、性格的な問題を抱えた人には、深刻な愛情剥奪体験が多いことを臨床経験の中で知り、子どもの健全な自我の基盤の形成に、母親の全身全霊を込めた愛情が非常に大切であることを説いた（Winnicott, 1965）。

また、ウニコットは逆説的な言い方で、「反社会的性向は、簡潔に述べると、不幸で希望がなくそして悪気のないはずの母性愛剥奪をこうむった子どものなかにあらわれる将来の希望をあらわしている。したがって、子どものなかに反社会的性向の兆しがあらわれることは、その子どものなかにある種の将来への希望が生じてきたということの意味するのである。これはひとつの裂け目を埋める道があるかもしれないという希望なのである。この裂け目というのは、環境からの供給の連続が中断されたことによって生じるものだが、これは相対的依存の時期に体験されたものである。」(Winnicott, 1965: 122) と述べている。

岡田 (2005) は、「問題を起こす子どもたちは、偽りの希望を抱くことで自分を守っている。それは、自分を特別なものとし、自分以外の者がないがしろにした考えといえるが、そうすることが生き延びる唯一の希望と思えるような状況に、置かれている」と説明している。

また、ウニコットは、「強迫的な不良は治癒可能なもののうちで最後のものであって、道徳教育で止めさせることもできる。しかし、不良行為のなかに閉じ込められてしまっているのが希望であり、絶望が服従や偽りの社会化と結びついたものである、ということは子ども自身よく知っているのである」と述べて、非行少年の反社会性を強力な抑制的手段で教化することは、子どもたちのもつ内側から成長していく可能性を踏みにじることに繋がることを危惧している (Winnicott, 1965: 123)。岡田 (2005) は、「非行少年の希望を偽りのものだとして、無理やり捨てさせようとしても、根本的な改善にはならない。咎めれば咎めるほど、子どもはそれを攻撃と受け止め、心の鎧を固め偽りの希望にしがみつくことになる。子ども自身がそれを、偽りの希望だと気づき、自分の意志によって捨て去らない限り、本当の更生と成長はない」と指摘している。

子どもたちに必要なことは、本当の希望を取り戻させることである。子ども自身がそれを見つけ出せる力を育ませること。それができるのが、本来は家庭であり、子どもの一番傍に寄り添う大人

がすべきことである。養育者との温もりと信頼感の持続的な積み重ねの関係が、健全なパーソナリティの発達にとって不可欠といえよう。しかし、その機能が低下している場合、それに変わる再教育の場が必要になる。それは、強制的なものでなく、時間をかけて子どもと向き合いながら、子どもの心をひらいていける場所が必要になる。それが、児童自立支援施設であり、長い歴史の中で守り続けられてきた小舎夫婦制の存在の意義でもあるように思われる。この家族的支援の減少はくい止めなければならない。的確な愛情を与えられず、本当の愛を知らない子どもたちがいる限り、また家庭の養育能力が低下している限り、それに代わるこのシステムの存在は重要であり、無くしてはならないものである。

4. 児童自立支援施設の課題

(1) 施設と医療現場との連携の必要性

1998 (平成10) 年4月の児童福祉法一部改正により、教護院では児童の一層の自立支援を図るための大幅な見直しが行われ、施設の名称も「教護院」から「児童自立支援施設」と改められた。対象児童と施設機能が拡大されたことにより、処遇内容、施設運営について、早期の検討が迫られた。

入所する子どもを取り巻く状況は、養育環境の重篤さや虐待など深刻化した課題の上に、子ども自身の発達障害等の課題を抱え、子どもへの支援やケア効果など、ますます専門的な技術、方法の研究・開発が重要になってきている。

実際に訪れた、北海道家庭学校、国立きぬ川学院の二施設においても、ADHD、多重人格障害、被虐待児童、覚せい剤によるフラッシュバックなどの症状を持つ子どもが入所しており、精神医学的視点からの理解が必要であることを実感した。

精神医学的視点の導入は、今に始まったことではない。資料によれば、1961 (昭和36) 年に非行児童・情緒障害児に対する福祉的措置の必要性を強調し、その整備充実として長期治療を要する精神病、結核など心身に著しい欠陥があるものを対象とする教護院として“国立医療教護院”の設置が検討された。この施策は経費の面で実現はされ

ていないという経過がある（全国教護協議会編、1964）。今、改めて、精神医学的、心理的技術を積極的に導入した処遇の必要性がでてきている。

国立武蔵野学院では、開院当初から医務課が存在し、常勤の精神科医が配置され診察が行なわれているが、近年、精神医療における最も大きな変化として、発達障害概念の登場があるとしている。これまでの調査報告として、「精神科」の項目に、「てんかん・精神分裂病・躁うつ・神経症・その他」が挙げられていたが、最新の2007（平成19）年度の調査では項目が改められ、「精神医学的、心理的ケアが必要と考えられる児童」として、「被虐待・ADHD・広汎性発達障害・LD・知的障害・てんかん・統合失調症・躁鬱病・人格障害・その他」となっている。発達障害児は以前からもみられたが、近年特に、児童相談所や家庭裁判所の段階で診断がつけられるようになった。このことから、精神科医の常駐する学院にそのような子どもが集中する傾向を示し、従来薬物依存の割合がかなりを占めていたが、現在は、大きく減少し、それに変わって発達障害の診断がつく子どもが増えてきている（国立武蔵野学院、2009）。

また、国立きぬ川学院でも入所する子どもに変化が見られ、1寮12人中4～5人の子どもが発達障害を持っている。「今まで、言葉によって子どもとの接点があったが、子どもの起こす問題行動が、発達障害によってそのような行動をとるのか、またそうでないのかを見極めることが難しくなってきた。施設の7～8割が、生育過程で虐待やネグレクトの経験をもった子どもが多く入所している。それだけに、精神科医の関与は不可欠になってきた」と施設職員は語ってくれた。

こうした現状から、多様化する子どもに対して理解を深めるためには、見立てと見通しを持つことが重要になり、非行や問題行動そのものの理解を中心にしていくのではなく、様々な視点から構造的に理解を進めることが今後の課題であり、そのためには、職員自ら知識を深める努力と意識改革、そして精神医学現場との密接な連携が必要になる。

現在施設の多くは、嘱託医が月に1～2回必要

に応じて診察しているのが実情である。発達障害を持つ子どもの増加に対して、常時外部でも相談できる医師の確保など、子どもにとって質の高い処遇を進めるには専門家からの支援を受けられる体制の確保と確立が急がれる。発達過程でのつまづきを持つ子どもに対しては、寮での共に生きるという生活場面での関わりを中心に、子どもの精神的な状況に応じた治療を行い、機能は分化させながらも、協働しながらも個々の専門性を生かした支援が必要になる。

（2）小舎夫婦制と労働基準法

小舎夫婦制における支援の基本は、より家庭に近い児童支援である。感化院から教護院として役割を担ってきた非行少年に対する処遇において、一番大切にされてきたのが家庭の機能である。この施設の子どもは、壊れていたり、不和であったりする家庭の犠牲者であり、なるべく家庭に近い環境で育て直すためこの支援形態が採られたのである。

当時の日本で多かった十数人世帯の家族がモデルであり、強くリーダーシップをとる父と優しくバックアップする母が存在し、同胞は助け合い共に生活することが理想とされた。敗戦後、児童福祉法の下でも、この小舎夫婦制は長くこの施設の主流であり続け、1980（昭和55）年代には6割を超えていた。しかし、その支援形態はここ20数年の間に3割弱にまで減少した。施設の全面改築に伴って、小舎夫婦制を止めるところも多く、その原因は、夫婦職員の確保の困難、職員採用の公平性を図る観点からの問題、職員の休暇等労働時間管理上の問題などである。

小舎夫婦制は、夫婦がともに職員であるため常に一貫性、統一性のある指導のもと、勤務時間も度外視しての運営が可能である。そして、互いの職務を最大限にカバーするという利点とともに、24時間という中で心の接触が、子どもたちの信頼を回復させ心を開かせることができる。その反面、労働基準法とは抵触する「聖域」でもある。

施設の職員の勤務体制について、労働基準法の立場から改善の指摘がなされるようになったのは、1950（昭和25）年代後半になってからのことであ

る。好む好まざるによらず、夫婦制をやめ、交替制をとるのかの検討を内外から迫られることになった。こうした流れの中で入所児童の多様化や子どもの減少なども加わり、寮舎運営形態は、小舎夫婦制から交替制への移行が加速し、2009（平成21）年には、児童自立支援施設58施設のうち、小舎夫婦制17施設、交替制41施設というように小舎夫婦制は減少している（全国児童自立支援施設協議会、2009）。

寮担当職員は、朝6時の起床から就寝までの15時間は完全に拘束されるが、拘束された時間のなかでも、適度に自由な時間を生みだしている。とはいえ、こうした勤務体制は労働基準法から考えれば、あきらかに労働過剰になる。小舎夫婦制において、大部分の施設で4週8休制が現在実施されているが、問題となるのは、毎日夕方5時以降から翌日の8時半までの時間帯についてまだ十分にクリアされていない点である。この時間帯については、現在、調整手当、常勤手当、常直手当などの支給がなされているが、ボランティアという形で、文句も言わずに職務に従事している職員も少なくない。施設の現場からは「労働基準法を遵守しては十分な支援ができない」という職員の生の声を聞いた。そして、「生きている人間が相手だけに、過剰労働などとは言っていない。子どもたちと一緒に生活しているのに何故、休みがないとか過剰労働ということになるのか」という返答があった。現在、小舎夫婦制を維持している職員たちにとって、子どもたちとの24時間の生活は、彼らにとってあたりまえのことであり、生活そのものであるとした認識のなかで支援がなされているのである。子どもの1日は24時間であり、この1日1日の積み重ねが施設の毎日の生活になる。子どもが必要としている時に、しっかり対応ができているか、小さな変化をしっかりと見られるかは、24時間子どもたちと生活を共にしなければできないことであり、そこに小舎夫婦制の良さや意義がある。

教育者は、一般の労働者として考えるべきかという問題が指摘される。これに対して、井上肇は『少年教護の人間像』のなかで「……教護院職員

は、労働者としての性格のうえに、教育者としての聖域意識に燃えた者でなくてはならないと思う。その聖域意識は、特別の人のみが持ち得る崇高なものと考えべきではなく、普通の人間であれば、誰でも教護院の生活の中で、体得しようと考えるべきであろう。」（井上、1982）と綴っている。

法は遵守すべきものであると思う。ただ、施設での様々な問題を抱える子どもたちと向き合う仕事を労働という視点だけで考えるのは無理があるように思われる。労働時間にこだわってはいけ、本当に必要とされる福祉や人間教育はできないと考えるからである。入所してくる子どもの多くは、家庭での不適切な養育経験を有して社会や大人に対して強い不信感を抱いている。この不信感を信頼感に変えていくためには、子どもとゆっくり向き合いながら時間をかけて子どもの心の成長を育まなければならない。子どもにとって必要なことは、子どもの存在を認め、愛を感じさせ共に生きることである。児童虐待の増加が指摘されている現代において、小舎夫婦制は、擬似家庭を通して子どもの育ち直しへの支援として大きな可能性をもっておりその果たす役割は大きいと考える。

戦後日本の教護事業の推進役として知られる故石原登は、『足の裏の哲学』を説き、独自の教護哲学として多くの影響を与えてきた。³⁾ 現在、減少へ移行している小舎夫婦制を根元から支えているのが、この精神を受け継いだ多くの後輩たちである。小舎夫婦制の減少を食い止めるには、この精神を受け継ぐ質の高い担い手を育てることが重要になる。

小舎夫婦制を維持している施設において、一番の課題は夫婦職員の確保であり、獲得した夫婦職員に対して、その施設における小舎夫婦制のあり方や処遇の実際をどのように引き継いで行くかが重要になる。

岡山県立成徳学校では、平成20年度に創立120周年を迎えたが、交替制への移行が増える中、現在も伝統的な運営形態である小舎夫婦制で子どもの支援にあたっている。夫婦制維持に向けての職員養成の取り組みとして、夫婦職員プラス独身の職員、もしくは既婚の職員が寮舎に住み込み、一

寮舎に3人の職員がその運営に携わり子どもと一日の生活を共にする一寮3人体制を敷いている。この副寮長を設置するという取り組みは、後継者となる職員の養成を目的にしている。配属された寮長・寮母をモデルに、24時間の生活の中で、子どもを取り巻く全ての対応と支援方法を、彼らの背中を見ながら職員としてのノウハウを学ぶ。その経験を重ねることで職員としての資質を向上させ、寮長・寮母が子どもたちとの関わりの中にみせるその姿に自らの姿を重ね合わせることで、自らの職員としての理想像を作り上げやがて夫婦として自己実現に繋がることを目的として行われている事例の一つである（全国児童自立支援施設協議会、2010）。

福祉や教育の場において何よりも大切なものは「人」である。夫婦の力量や教育観によって寮舎の安定度は全く違って来る。人間性の豊かな職員の確保が何よりも重要であり、確保ないし養成するための機能をもつことが大きな課題となる。

現在、小舎夫婦制を維持し続けている各施設でも、やがて夫婦職員の世代交代がやってくる。この施設を必要としている子どもがいる限り、途切れることなく灯りをともし続ける責任がある。そのためにも後継となる夫婦職員養成の取り組みは、重要な課題といえよう。

5. 小舎夫婦制継承への課題と意義

児童自立支援施設には、反社会的問題行為などに走りその立ち直りのために入所してくる者が多い。最近の入所児童の傾向として、成育過程において虐待を受けた経験を持つ子どもが多くなっている。このような子どもにとって、子ども自身が愛されていると実感が持てる家庭的な居場所が必要になる。小舎夫婦制は、育ちの問題を抱える子どもたちにとって、立ち直りに大きな力を発揮できる実績と多くの可能性を持っていると考える。今後小舎夫婦制を維持し続けるために時代の流れをしっかりと見据えながら歩みを止めることなく、子どもにとって何が最善の支援になるのかを常に考え続ける姿勢が必要であり、何よりもこの施設自体が存在し続けなければならない。この支援形

態は、決して無くしてはならない。

小舎夫婦制は、創設期から現在まで百年以上をかけて、先達が幾多の試練のなかで実践し育て上げ、今日まで守り続け受け継がれてきた形態である。家庭的な温もりのある環境の中で、子どもとの24時間起居を共にしながら強固な関係性をもちつつ健全な成長を図るという理念の下で、一貫性を持って継続的に支援を行っていく姿勢は、家庭の温もりを知らない子どもの将来の家庭モデルとして与える影響は大きい。

厚生労働省は2006（平成18）年、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」の報告書を発表した。報告書では寮舎運営形態について、小舎夫婦制の施設が減少し、交替制寮舎の比率が7割に近づいている現状の中で、次のことが指摘された。

- ①小舎夫婦制の維持・強化を図っていくことが重要で、国が人材確保や職員の養成を強化していくことが必要である。
- ②専門里親を職業化して、職員として寮舎を受け持つ形態での寮運営の仕組みを検討する。
- ③小舎夫婦制から交替制寮舎への移行に際して、施設運営に混乱をきさないよう細心の配慮がなされるべきである。
- ④寮舎は基本的に小舎が望ましい。
- ⑤夫婦制と交替制への両方の利点、欠点があり、現在の並存状態が維持されるべきである。

報告書は、施設の維持、充実、強化に向けた取り組みを進めることを求めていることから、その存在は期待されているといえる。

(1) 継承すべきものと改革すべきもの

時代の流れと共に、従来の支援（教護）ではまかなえないものが出てきているのも事実である。法改正による学校教育の導入、児童自立支援施設と少年院とのすみ分けの問題、精神的疾病の問題、退所後のアフターケアなどは、専門家および関係機関との連携がこれまで以上に重要になる。現在直面している課題を認識しながら、子どもにとって一番良い支援とは何かを目指して改善すること、そして継承していく必要がある。

故石原登（国立きぬ川学院初代院長）は、口癖のように「この世に非行少年が無くならない限り、

教護院の必要性は失われることはない。たとえ小舎夫婦制の制度が批判され、一時はその制度が変革されても、何時の日かは、またもとの制度に戻ってくるだろう。……いつの世になろうとも、“教護の仕事がめしよりも好き”という人が、人口の幾パーセントかはいるものだ。その人たちが必ずこれからも、この仕事を支えてくれるだろう」と述べている。⁴⁾ 小舎夫婦制は教護の原点でありいつの世においても柱でなくてはならない。この特性を生かした支援は、児童自立支援施設だからこそできることであり、この施設の存在を必要としている子どもたちが、今なお多く存在していることも現実である。そして、ここで職員たちと出会えて良かったと思いつつ、社会で頑張っている子どもも多くいることも現実である。今後いかなる変遷があろうとも守り続けなければならない神髄を見失うことなく取り組む姿勢が重要ではないだろうか。

そのためには、①小舎夫婦制の維持・強化②多様化する入所児童に対する支援方法の研究と実践③学校教育導入を実施していない施設に対する取り組み④子どもの権利擁護を念頭においた職員の研修体制の強化と質の高い職員の養成が今後の課題として重要になる。そして何よりも施設職員一同が一枚岩になって、子どものために手をさしのべるという強い意識改革を持つことが必要になると考える。

児童自立支援施設は今、小舎夫婦制の減少、少年法改正による福祉と司法との処遇のすみ分けの問題や、公設民営化への動き、入所児童の減少と対象児童の多様化に対する支援の問題等を抱え、その存続に対し重要な時を迎え、改めてその存在意義が問われている。児童自立支援施設の現場職員はそのことを改めて認識し、他の施設にはない長い歴史とその実績、そして先達から受け継がれてきた精神を誇りに、いかなる時も後退することなく山積する問題に挑み続ける姿勢と硬い意志を持ち続け、難局を乗り切る力として欲しい。

現代社会は、子どもたちを育てる親自身の教育、そして家庭教育の根本的な見直しが必要になってきている。そうした意味でも「家庭」という場所

“家庭教育”の大切さを啓発できる存在としても、児童自立支援施設の小舎夫婦制という形態は必要であり存続させることが重要であると考え。これまで受け継がれてきた先達の思いと理念を忘れることなく、施設の存在を必要としている子どもがいる限り、小舎夫婦制の維持と復活に向けて体制を整えていくことが大きな課題でもあり、その取り組みが望まれる。

注

- (1) 全国教護協議会編 1964 「教護事業六〇年」
- (2) この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査結果である。
(平成20年2月1日現在)
- (3) 戦後の日本の教護事業の推進役として知られる石原登は、『足の裏の哲学』を説いた。『足の裏は、顔や手足のような派手さはなくて見落されがちな体の一部である。だが、ひとたび足の裏を痛めると、歩行はできなくて、致命傷となる。普段は、わすれられていても最も大切な部分である。多くを語ることをやめ、足の裏のごとくに、人に知られず黙々と励め』というものである。これは、独自の教護理論として多くの影響を与えた。
- (4) 「石原登先生の思い出」編さん委員会 一残された言葉— (86, 131-132)

文献

- 青木延春 1969 『少年非行の治療教育』国土社
- 井上 肇 1982 『少年教護の人間像』川島書店 pp. 49, 99-100
- 橋本和明 2004 『虐待と非行臨床』創元社
- 藤井常文 1992 『留岡幸助の生涯』法政出版
- 平尾靖・土持三郎編 『矯正教育入門』大成出版 pp. 269-270
- 矯正協会編 1984 「少年矯正の近代的展開」 pp. 189-190
- 国立武蔵野学院編 2009 「国立武蔵野学院90年誌」
- 岡田尊司 2005 『悲しみの子どもたち』集英社新書
- 高瀬善夫 1982 『一路白頭ニ至ル一留岡幸助の生涯一』岩波新書
- 留岡幸助 1901 『家庭学校』警醒社書房

- Winnicott,D.W. 1965 *The Maturation Processes and the Facilitating Environment*. The Hogarth Press Ltd.,London. 牛島定信訳 1977『情緒発達の精神分析理論』岩崎学術出版社
- Winnicott,D.W. 1965 *The Family and Individual Development*. Tavistock Publications Ltd.,London. 牛島定信訳 1984『子どもと家庭』誠信書房
- 全国児童自立支援施設協議会編 2000 「百代に花開く」
- 全国児童自立支援施設協議会 2009 「全国児童自立支援施設 運営実態調査」
- 全国児童自立支援施設協議会 2010 「児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究事業報告書」
- 全国教護院協議会 1985 『教護院運営ハンドブック』三和書房

要旨

感化院として出発し教護院の名を経て児童自立支援施設は、今年で111年目を迎えた。この長い歴史のなかで、職員夫婦が寮長寮母として家族と共に施設の子どもたちと起居を共に生活し、人間対人間の接触のなかで、子どもの心の解放、成長を育てる『小舎夫婦制』は、わが国における教護の柱となり守り続けられてきた。時の流れとともに、交替制への移行の流れ、入所児童の多様化、福祉と司法のすみ分けの問題など課題も増えている。子どもを守り、愛情を持って育てることは本来親の役割であるが、その養育機能が低下している昨今、それに変わる居場所、育ちなおしの場として、小舎夫婦制の存在とその役割は大きい。

(2011年10月3日受稿)